

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008長第43号	
事故等名	引船山陽丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年10月25日06時55分ごろ	
発生場所	長崎県長崎市小江町湾入口の柱瀬 長崎港小江沖防波堤灯台から真方位212° 640m (北緯43° 44. 93' 、東経129° 48. 20' )	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月15日 長崎・地方事故調査官が海難報告書を精査、12月15日及び12月16日船舶所有会社から電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	引船 山陽丸 279トン 船舶番号(IMO 番号) 136147 船舶所有者等 江田島海運株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	負傷者 なし	
損傷	船底に凹損及び擦過傷、コルトノズルプロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、長崎市伊王島橋脚工事に従事中、船首2.9m、船尾3.9mの喫水で、長崎市小江町を発して現場に赴き、付近の海面状況を確認した後、現場を発して帰港中の平成20年10月25日06時55分ごろ、小江町湾入口の柱瀬に乗り揚げ、擦過したが、自力航行できた。 当時の潮候は下げ潮初期で、日出は06時32分であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 船長は、船内に乗揚地点付近の海図197及び202号を所持しており、柱瀬の存在を知っていたものの、船位の確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、船位の確認を十分に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	